

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成27年10月27日（火）

担当課：文化スポーツ部 図書館

件 名：大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止する条例の制定について	
提出理由：大和駅東側第4地区公益施設への図書館移転に伴い、大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止する必要があることから、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景 ・昭和54年4月、「学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興」を図ることを目的とし、大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を制定し、昭和57年4月より図書館内において業務を開始している。 ・大和市立視聴覚ライブラリーでは、視聴覚教育支援や映画会開催のため、映像と音響に関する機材・教材の貸し出しと情報提供を行っている。 ・しかしながら、近年のデジタル映像関連コンテンツ等の発展は目覚ましく、個人でも手軽に映像を活用できる社会状況となっている。 ・また、市内の小中学校においてもタブレット端末、電子黒板等の最新の視聴覚的手段が教育に活用されるなど、独自の取り組みが行われていることもあり、小中学校による視聴覚ライブラリーの利用が無くなっている。 ・このようなことから、大和市立視聴覚ライブラリー開設当初の設置目的は、達成された状況にあると考えられる。 ・なお、現在の図書館については、平成28年8月末で閉館し、同年11月に大和駅東側第4地区公益施設へ移転する予定となっている。	2. 今後の方向性 ・視聴覚ライブラリーで所蔵する視聴覚資料及び関連機器は新図書館へ所管換えし、一部の業務は新図書館で継続する。 (1) 機能移転する業務 ① 視聴覚資料の館内視聴 ② 視聴覚資料及び映写機器等の団体貸出し ③ 各種映画会の開催 (2) 機能移転せずに廃止する業務 ① 16ミリ映写機操作技術認定講習会 ② 視聴覚設備の団体貸出し ③ 音響機器等の団体貸出し 3. 条例及び規則について ・廃止条例を平成28年3月議会に提出、4月公布9月に施行の予定とする。 ・大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例施行規則（教育委員会規則）についても、廃止の手続きを行う。 4. 県内他市の状況 ・視聴覚ライブラリー - 有：15市（大和市、川崎市、厚木市ほか） - 無：3市（綾瀬市、逗子市、海老名市） - 平成27年度廃止予定：1市（横浜市）
経 過 S54. 4 大和市視聴覚ライブラリーの設置に関する条例施行 S57. 4 現図書館での業務開始	今後の予定 H27. 11 市民意見公募手続の実施 H27. 12 教育委員会定例会（社会教育委員会議への諮問案付議） H28. 1 社会教育委員会議（諮問・答申） 教育委員会定例会（改正案付議） H28. 3 廃止条例議案提出 H28. 9 廃止条例施行、現図書館閉館 H28. 11 新図書館開館